



新型コロナワクチンの4回目接種



■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905

※この情報は5月13日時点のものです。今後変更になる可能性がありますのでご注意ください。

しもつけワイズ

問1

舌に多数存在している、味を感じる器官は、次のうちどれか？

- ① 味葉
- ② 味莖
- ③ 味蕾

ワクチンの4回目接種を実施します

3回目のワクチン接種後の有効性持続期間や、現時点で得られている4回目接種の有効性や安全性に関する知見等を踏まえ、4回目接種を特例臨時接種として実施します。

これは、オミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭に置きつつ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とするものです。

4回目接種の対象者

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳～59歳で基礎疾患★を有し通院または入院をしている方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方



★対象の基礎疾患一覧

① 慢性の呼吸器の病気	⑨ 免疫の機能が低下する病気 (治療・緩和ケアを受けている悪性腫瘍含む)	⑭ 知的障害 (療育手帳を所持)
② 慢性の心臓病 (高血圧含む)	⑩ 免疫の機能を低下させる治療 (ステロイドなど)	⑮ 重症心身障害 (肢体不自由と知的障害の両方が重度の場合)
③ 慢性の腎臓病	⑪ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患	⑯ 重い精神疾患 (『治療のため入院中』『精神障害者保健福祉手帳を所持』『自立支援医療で「重度かつ継続」に該当』などの場合)
④ 慢性の肝臓病 (肝硬変など)	⑫ ⑪が原因で身体の機能が衰えた状態 (呼吸障害など)	⑰ BMIが30以上の肥満の方
⑤ 染色体異常	⑬ 血液の病気 (鉄欠乏症貧血を除く)	
⑥ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病		
⑦ 他の病気を併発している糖尿病		
⑧ 睡眠時無呼吸症候群		

※18歳の基準は、予防接種法上、9月末までに18歳に到達する方となります。

※精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方は、通院や入院をしていなくても基礎疾患のある方に該当します。

使用ワクチン ファイザー社製ワクチン 及び モデルナ社製ワクチン

接種間隔 3回目接種から、少なくとも5か月以上あけること

接種券の発送

60歳以上の方 3回目接種日からおおむね5か月後に送付します。

18歳～59歳の方

3回目接種が終了している方を対象に、「4回目接種券の送付申請案内」をお送りします。

4回目接種の対象の方が接種を希望する場合は、かかりつけ医に接種の必要性についてご相談の上、申請書を記入し、返信用封筒またはFAXで期日までにご返送ください。

申請がない場合には接種券を送付しませんのでご注意ください。

申請案内は、3回目接種からおおむね4か月を目途に送付予定です。



手続きの流れ

